

平成 26 年 11 月 16 日

江戸川区教育委員会

委員長 尾上 郁子 殿

すくすくスクール事業評価の実施を求める陳情

1. 陳情趣旨

第三回江戸川区議会定例会において「すくすくスクール事業条例」が可決され、現在の学童クラブ事業条例が廃止されることになりました。総務委員会報告では、「厚生労働省のやり方では待機児童を出してしまうため好ましくない」と執行部より説明があったことが説明されました。つまり、今回の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業について部屋の広さ、職員の配置基準等を条例として定めなければならない国の流れに従うと、現在、放課後児童健全育成事業であるすくすくスクール内の学童クラブ事業についても定める必要があり、定めてしまえば「待機児童を出す」等不都合が生じる結果になってしまうため、すくすくスクールに内包された放課後児童健全育成事業である学童クラブ事業を児童福祉法によらないものにするために新条例が制定されたと解釈しております。同じ内容の説明が区議会議員各位に執行部よりあったとも聞いております。

しかし、今回の児童福祉法改正の目的は「待機児童の解消と質の確保」のほうです。待機児童を出さないという目的は江戸川区とも合致しているところではありますが、だからといって詰め込みにはならないよう、部屋や職員の配置等を定めた上で拡充を求めるものです。部屋や職員が足りなければ増やすようにしなければならない旨全国の自治体で条例制定されている中、江戸川区は拡充の努力をせず、その必要がいないよう放課後児童健全育成事業を廃止したと保護者はとらえています。

それは、現在のすくすくスクール事業およびすくすくスクール事業内学童クラブ事業は「待機児童がない」がために、実態としては国の基準を下回る詰め込みの環境下で子ども達が過ごしているということを江戸川区が把握した上で今回の条例制定に至ったということだと説明していることにもなります。これまで、区議会、教育委員会への陳情をはじめ区長への手紙、担当課への申し入れ等で部屋の増設や職員増員等の要望が複数出されておりますが「概ね保護者に理解されている」「問題はない」という説明のもと利用者の声が反映されることなく運営されてきました。またこれら担当課の説明の根拠となる数字は一切示されることなく、「担当者の実

感値」として判断されてきました。

来年度からは、江戸川区独自の「すくすくスクール事業」「学童クラブ事業」になります。国の基準という利用者にとってわかりやすい判断基準安心材料が無くなりますので、今後は定期的に利用者、区民の意見が反映されるような評価点検を行い、情報共有や改善が行われ、安心して楽しく子ども達を通えるようなすくすくスクールの運営が行われるよう、また運営状況の情報を保護者が常に把握できるよう教育委員会の責任において行っていただきたくお願い申し上げます。

2. 陳情内容

(1) 学校評価制度にならい、各校ごとにすくすくスクール評価を行い、すくすくスクール活動の成果を検証し、すくすくスクール運営の改善と発展を目指してください。